

# 令和6年度 坪井中学校の生活のきまり

2024/4/26 改訂版

## 〈持ち物〉

1. 学校の授業や部活等に関係の無いものや危険物（カッターナイフなどの刃物、火器、薬物など）は持ってき  
てはいけません。
  - ・目印等をバックにつける場合は大きすぎないもの1つにしましょう。
  - ・荷物が多いときは、サブバック（指定はない）に入れましょう。
  - ・持ち物には必ず名前を入れましょう。
2. 身分証明証は常に携帯しましょう。
3. 必要な学習用具は家に持ち帰りましょう。（上履き・教科で認められている道具については学校に置くこと  
を可とします）
4. 金銭や高価なものは、持ってこないようにしましょう。
5. 傘は、雨を昇降口でよく払い落とし、教室のベランダに置きましょう。

## 〈登下校〉

1. 登下校の服装は、学校で定められた制服とします。Yシャツ、ブラウスの下に体操服（あるいは目立たない  
色（黒・白・グレー・ベージュ等）の下着）を着用します。
2. 名札は登下校（校外）ではつけません。校内のみつけます。
3. 8：20のチャイム前には、自分の席に着き、読書を始めます。※チャイムの鳴り始めに着席していないと  
遅刻になります。遅くても8：15には昇降口を通過するようにしましょう。教室についたら速やかに準備  
を進め、時間前から落ち着いて読書行うように心がけましょう。  
（部活動では7時前には登校しないよう注意する。一般生徒は7：55前には登校しない。）
4. 下校時刻を守り、寄り道をせず帰宅しましょう。

（月別最終下校時刻です）

月	4~9	10	11~1	2	3
時刻	18:00	17:30	17:00	17:30	18:00

5. 欠席・早退・遅刻は、必ず家族に連絡をしてもらいましょう。

### ①連絡の方法

◇7：55までに『学校あんしんメール』で保護者が連絡します。

※1 具体的な方法については、学校からの文書を参照してください。

※2 電話による連絡は基本的には受け付けません。

※3 事前に欠席の予定がわかっている場合は手紙等を介して担任に連絡することは可。

### ②遅刻して登校したときの手順

(1)昇降口から職員室に向かう

(2)登校確認カードを記入

(3)カードを持って教室へ向かい、授業に参加する。（登校確認カードは教科担任⇒担任）

6. 校内からの外出は原則として禁止です。（必要な場合は許可を得てください）

7. 授業の途中で通院など早退する場合は保護者の連絡が必要です。 ※方法は5-①を参照

8. 定められた通学路を通ってください。（私道や船橋アリーナ敷地内は、通学路として使用しないでください）

9. 自転車通学は認めていません。（部活動においても同様です）

## 〈服装・頭髪〉

1. 制服・ジャージの着こなしは、常に整えることを意識しましょう。
    - ①制服着用時は常に名札をつけます。(登下校時は外します)
    - ②ジャージの名札に記名します。
  2. 原則として登下校は制服です。(休日の部活動時は別途規定)ネクタイ、リボンは正しく着用します。
  3. 授業は、原則として制服で受けます。朝の会終了後は、ネクタイ・リボンの着用は各自の判断とします。ネクタイ・リボンを着用しない場合には、シャツは第1ボタンを空けることは可です。ジャージを指示されている授業はジャージで受けます。朝の会は、1時間目の授業に応じた服装で受けてよいです。また、清掃後の服装は各自が判断することとします。
  4. 休日に部活動のために登校する場合や対外試合などに出かけるときは顧問に指示された服装で移動します。
  5. 通学靴は、運動靴(保健体育の時間に使える靴)とします。基調の色は白・黒・紺・グレーとします。(制服着用時のバランスを考慮し、基調の色を蛍光色とすることは不可とします)
  6. 冬季のコートは、中学生らしいものとする。(ベンチコートは不可とします)  
マフラー等の着用も可ですが、事故などに巻き込まれないように適した使い方をしましょう。
  7. 靴下は、足首(くるぶし)の隠れる物にしましょう。
    - ①色は黒・白・紺・グレーとします。
    - ②ラインは不可。模様はワンポイントのみ可とします。
    - ③装飾が多いなど、学習活動や運動に適さない形状は不可とします。
  8. 頭髪は中学生らしい学校生活の妨げにならない髪型とします。清潔感を保ちましょう。
    - ①髪の長さは肩にかからないようにしてそれ以上長い場合には髪ゴムで1つまたは2つに束ねましょう。(安全面・衛生面の確保のため)
    - ②髪留めのゴムの色は黒・茶・紺とします。ヘアピンの色は黒のみ、使用する数は、必要最低限とします。
    - ③整髪料の使用や染色・脱色・パーマは禁止とします。
    - ④眉毛やまぶたは、いじらないようにしましょう。
  9. 衣替えについて
    - 【夏服への衣替え】  
移行期間開始 5月1日より  
完全実施 6月16日(『県民の日の翌日』～8月31日)
    - 【冬服への衣替え】  
移行期間開始 9月1日より  
完全実施 11月1日～翌4月30日
    - 【熱中症対策機関】ジャージ登校可 6月16日(『県民の日』の翌日)～10月31日
- 【1】夏服について
- ~~④女子はネクタイを着用しません。~~
- ①ネクタイ・リボンの着用は任意です。
- ②半袖が原則です。 ※長袖着用は可です。袖口が開くことがないようにしましょう。
- 【2】冬服について
- ①防寒着としてセーターの着用は可です。(カーディガンは認めていません)色は『黒・紺・グレー』を基本とします。(ワンポイント可)  
※セーターの着こなしがだらしく見えないよう気をつけましょう。
- ②防寒用の保温・蓄熱素材を使用した下着を着用することは可能です。学習活動の時に、下着が露出しないように注意しましょう。(色は黒・ベージュなど目立たない色を選びましょう)
- ③移行期間中の、ネクタイ・リボンの着用について
- (1)登校時は着用とします。
- (2)下校時は任意とします。

10. ストッキング・タイツの着用については色は黒色とします。ジャージ着用も可としますが長ジャージのみとし、ハーフパンツは着用不可とします。

### 〈学校内の生活〉

1. 授業は、原則として制服で受けます。ジャージを指示されている授業はジャージで受けます。朝の会は、1時間目の授業に応じた服装で受けてよいです。また、清掃後の服装は各自が判断することとします。
2. 移動教室の時は、整理整頓をきちんとします。消灯や窓の施錠をし、カーテンは開け、入り口の扉は閉めておきましょう。机の上には何も置かないようにしましょう。（盗難・紛失などのトラブル防止のためです）
3. 他教室への出入りは、禁止です。
4. ベランダは、あくまでも非常時のものなので清掃・傘の出し入れ以外はでてはいけません。
5. 許可がある時以外、屋上の使用はできません。
6. 給食時は、定められた時間まで退出できません。ゆっくりとよく噛んで食べましょう。退出できる時間も定められているので、時間を守って行動しましょう。
  - ①給食時の服装は原則として制服です。
  - ※給食前の授業がジャージの場合は、そのままランチルームに移動します。
  - ②定められた配膳と下膳の方法を守って、給食をいただきます。
  - ③ランチルーム内への水筒は原則持ち込み不可です。
  - ④給食時の会話は大声を出さず、節度をもって楽しい食事にしましょう。
7. 給食のない日の昼食場所は、各部活動で定められた場所で取ります。
  - ※牛乳のない日の飲み物は水筒のみとします。（中身は水・お茶・スポーツドリンクのみとします）  
⇒ペットボトル不可とします。
  - ※水筒の持参は通年可です。飲む時間は休み時間、場所は教室とします。
8. 保護者が忘れ物受け渡しで来校された場合は、必ず事務室か職員室で教職員に手渡してください。
9. 清掃時の服装は、体操服かジャージとします。（Yシャツの上にジャージは可）
10. 保健室はあくまでも一時的な手当の場と考え、原則として休養は「1時間」として、回復しない場合は帰宅し、休養をします。
11. 不審者と思われる人物を発見したら、直接声をかけずに、近くの先生に報告をしましょう。
12. 冬季に膝掛け等（不要物です）を使用する場合は、保護者から担任に連絡をして、担任に許可を得てください。
13. 学校内での生徒同士の物の貸し借り（含教科書）は、禁止です。
14. 学校で使用する制汗スプレーやシート・クリームは無香料のものとし、また、ジャージや体操服等にふきかける消臭剤を校内で使用することは禁止とします。

### 〈学校外の生活〉

1. 夜間の外出は、原則として禁止し、学習塾・習い事は安全な場所を通り、終了後すぐに帰宅しましょう。（千葉県青少年育成条例にて未成年者の午後11時から翌朝5時までの外出は禁止されています）
2. 原則、外泊は禁止します。
3. ゲームセンター等への出入りは様々なトラブルが発生することが予測されますので、学校としては推奨しません。（子どもだけの18時以降は、補導の対象の時間です）
4. 金品の貸し借りは、仲のいい友達同士でも大きなトラブルに発展することがあります・絶対にやめましょう。また、おごったり、おごられたりすることも同様にトラブルのもとになります。やめましょう。
5. 恐喝・痴漢などの事件に関わった場合、警察に110番通報し、学校にも連絡をしてください。
6. サイバー犯罪につながる行為をしない。特にネット上の誹謗・中傷・悪口は犯罪です。決してしないでください。厳禁です。また、貸出のPC（Chromebook）は学校教育活動以外の用途で使用することは禁止です。
7. 以上の定められたきまりを守って、安心して安全な学校生活を過ごせるように、全員で協力しましょう。